

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年10月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800163 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800084 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 25 年 9 月の標準報酬月額については 41 万円から 44 万円、同年 10 月及び同年 11 月の標準報酬月額については 41 万円から 47 万円、同年 12 月の標準報酬月額については 41 万円から 44 万円、平成 26 年 1 月から同年 3 月までの標準報酬月額については 41 万円から 47 万円、同年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については 41 万円から 44 万円とする。

平成 25 年 9 月から平成 26 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 25 年 9 月から平成 26 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 25 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から平成 26 年 1 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 25 年 9 月、同年 12 月及び平成 26 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については 47 万円とする。

平成 25 年 9 月、同年 12 月及び平成 26 年 4 月から同年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額 (上記 1 の訂正後の標準報酬月額 44 万円を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 10 月 1 日まで

給与明細書によると、平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 10 月 1 日までの期間について、現在の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より、高額な厚生年金保険料を控除されている。給与明細書を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給与明細書及び月次作業報告書により、請求者が、当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（41 万円）を超える報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）の支払を受け、平成 25 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から平成 26 年 1 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本来の報酬月額に基づく標準報酬月額（47 万円）より低い標準報酬月額（44 万円）に見合う厚生年金保険料を、平成 25 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び平成 26 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については本来の報酬月額に基づく標準報酬月額（47 万円）より高い標準報酬月額（50 万円）に見合う厚生年金保険料控除額を、事業主より給与から控除されていることが確認できる。

また、平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、請求者から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、平成 25 年 9 月は 44 万円、同年 10 月及び 11 月は 47 万円、同年 12 月は 44 万円、平成 26 年 1 月から同年 3 月までは 47 万円、同年 4 月から同年 8 月までは 44 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 9 月から平成 26 年 8 月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日までの期間及び平成 26 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、上記給与明細書及び月次作業報告書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額又は同額であることから、標準報酬月額の訂正は認められない。

2 請求期間のうち、平成 25 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から平成 26 年 1 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると 41 万円と記録されているが、上記給与明細書及び月次作業報告書により、当該期間の標準報酬月額の設定若しくは決定の基礎となる期間において本来の報酬月額に基づく標準報酬月額 47 万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できることから、平成 25 年 9 月、同年 12 月及び平成 26 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額を 47 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 25 年 9 月、同年 12 月及び平成 26 年 4 月から同年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額（44 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800136号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800083号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年4月1日から昭和55年7月1日まで
② 昭和55年7月1日から昭和56年4月1日まで

A社には昭和52年4月1日から昭和55年6月30日まで勤務したが、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、請求期間①の厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正してほしい。

また、昭和55年7月1日からB社で勤務したが、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は昭和56年4月1日からとなっている。「契約書」を提出するので、調査の上、請求期間②の資格取得年月日を昭和55年7月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が記憶する複数の同僚の回答から判断すると、請求者が請求期間①においてA社に勤務していたことはいかがうか。

しかしながら、請求期間①当時の事業主の所在は確認できない上、A社を関連会社とするC社の人事担当者は、A社から引き継いだ資料の中に請求者の請求期間①に係る賃金台帳及び社会保険料の控除等を確認できる資料は見当たらない旨回答していることから、請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、回答のあった同僚の一人は、A社はC社からの出向者、プロパー及び個人事業主として請負契約を行ったスタッフで構成され、個人事業主であるスタッフへの支払をする際に、厚生年金保険料の控除は行っていなかった旨陳述している。

さらに、請求者は請求期間①に係る給与明細書等を保有しておらず、A社に係る事業所別被保険者名簿において、厚年整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者から提出されたB社に係る「契約書」並びに同社の継承事業所であるD社の人事担当者及び複数の同僚の回答から、請求者の請求期間②における勤務は認められる。

しかしながら、請求期間②当時の事業主は既に亡くなっており、D社の人事担当者は、請求者の請求期間②に係る給与明細書及び賃金台帳等は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は請求期間②に係る給与明細書等を保有しておらず、B社に係る事業所別被保険者名簿において、不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。